週休2日及び働き方改革に係る工事成績評定の取扱いについて

1. 週休2日の確保

担い手確保モデル工事において、現場閉所による週休2日(4週8休以上)を確保した場合は、発注者指定型及び受注者希望型の別に関係なく、次の評価対象項目のすべてで評価する。

ただし、発注者指定型において、週休2日に取り組む姿勢が見られず文書による改善指示を行った場合は、工程管理の項目で減ずる措置を行う。なお、受注者希望型については、減点は行わない。

(考查項目別運用表 別紙-1②) 2. 施工状況 Ⅱ. 工程管理)

【評価対象項目】

- 8 口休日の確保を行っている。
- 10 口その他 [理由:現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保を行っている。]

(考查項目別運用表 別紙-2① 2. 施工状況 Ⅱ. 工程管理)

【評価対象項目】

- 5 □配置技術者(現場代理人)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
- 6 □現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保に取り組んだ。
 - ※ この場合は、原則 a 評価とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認 される場合は a 評価としないことが出来る。

2. 働き方改革

他の模範となるような「週休2日の確保」や「担い手の確保」に向けた取り組みを 当該工事において実施した場合に評価する。

(考查項目別運用表 別紙-18 5. 創意工夫 I. 創意工夫)

【評価対象項目】

- □ 週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組みが図られている。
- □ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組みが図られている。
- ※ 上記のうち「週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組み」については、 週休2日の確保自体を評価する項目ではなく、他の模範となるような、週休2日確保に 向けた受注企業の取組(社員教育や情報共有方法等)を、当該担い手確保モデル工事で 実施した場合に評価するものとする。
- ※ 「I. 創意工夫」における加点は最大7点とし、そのうち「働き方改革」に関する加 点は合計で最大2点とする。複数事項への取組みや実施状況の内容に応じて、1点、2 点とする。